

## 4月から 国民健康保険が 変わります

国民健康保険（国保）は、安心して医療を受けられるための大切な医療保険制度です。これからも安心して医療が受けられるように平成20年4月から国民健康保険制度が見直されます。ご理解ご協力をお願いします。

### ●義務教育就学前の子どもの自己負担割合は2割へ

乳幼児についてこれまで、医療費を2割負担に軽減する対象年齢が「3歳未満」でしたが、平成20年4月からは、「義務教育就学（小学校入学）前」に拡大されます。

平成20年3月まで  
3歳未満 2割

平成20年4月から  
義務教育就学前 2割  
(6歳に達する日以降の  
最初の3月31日まで)

### ●退職者医療制度の対象年齢が65歳未満に

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受ける75歳未満の方とその被扶養者は、退職者医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からはその対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になると、一般の国保の加入者となります。

平成20年3月まで  
退職者医療制度の対象年齢  
75歳未満

平成20年4月から  
退職者医療制度の対象年齢  
65歳未満

### ●70～74歳の方の窓口負担は、1割のまま据え置き

70～74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から自己負担が2割に引き上げられることになっていましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、自己負担割合が1割に据え置かれます。

(注)すでに3割負担に該当している方および後期高齢者医療

制度の対象となる一定の障害認定を受けている方を除きます。

国民健康保険加入者には、3月末に新たな高齢受給者証を交付させていただきます。

### ●国保加入者は75歳未満に

国民健康保険の加入者は、75歳未満の方になります。

75歳（一定の障害のある方は65歳）になると、平成20年4月から新たに創設される「後期高齢者医療保険制度」に加入することになり、国民健康保険からは脱退します。

## 国民健康保険税の 特別徴収が始まります

国民健康保険法の改正に伴い、平成20年4月より国民健康保険税の年金からの特別徴収が始まります。

### ◆対象者

世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）で、次の①②の両方を満たす方

- ① 年額18万円以上の年金（担保に供していないものに限る）受給者
- ② 国保税と介護保険料との合

算額が年金額の1/2を超えていない方

### ◆特別徴収・普通徴収の判定事例

事例	世帯主	妻	子	徴収区分
1	72歳(国保)	68歳(国保)		特別徴収
2	72歳(国保)	63歳(国保)		普通徴収
3	78歳(後期高齢)	68歳(国保)		普通徴収
4	72歳(社保、擬制世帯主)	68歳(国保)		普通徴収
5	72歳(国保)	68歳(国保)	40歳(国保)	普通徴収
6	72歳(国保)	68歳(国保)	40歳(社保)	特別徴収

※特別徴収…年金からの天引き、普通徴収…納付書または口座振替

### ◆徴収月と徴収額

仮徴収月(4月・6月・8月)  
↓前年度の国民健康保険税(年間相当額)の1/6相当の額が隔月ごとに徴収されます。

### 本徴収月(10月・12月・2月)

↓当該年度の確定した国民健康保険税年間総額から、仮徴収額を控除した額の1/3の額が隔月ごとに徴収されます。

※国保税の確定が7月であることから、本来の税額が特別徴収されるのは、10月(本徴収)からとなります。このため、仮徴収額は、前年度の国保税額から算定した暫定の額となります。

※年金特別徴収の対象者でも、平成20年度中に75歳に到達する方の国民健康保険税は、これまでどおり納付書または口座振替による納付となります。

※4月から特別徴収の対象になる方には、4月初めに特別徴収開始通知を送付します。

### 問合せ

保険課(内線372)  
029-288-3111